

令和2年第6回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和2年12月17日（木）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書 記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
議案第 9 号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の制定について
議案第10号 三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部改正について

午前8時57分開会

石井書記長 おはようございます。只今から令和2年第6回三種町選挙管理委員会を開会致します。

開会に当たりまして、はじめに委員長からご挨拶をいただき、そのあと進行方よろしくお願い致します。

嶋田委員長 おはようございます。

急に寒くなりましたが、体調には気を付けてもらいたいと思います。相変わらずコロナが猛威を振るっておりまして、年末年始も自粛ということで、大変なことになってきたなと思いますが、それぞれ気を付けていただきたいと思います。

今日の案件につきましては、先の委員会にて内容を詰めていきますので、概略的な説明でよろしいかと思います。

嶋田委員長 それでは、早速、令和2年第6回目の選挙管理委員会を始めたいと思いますけれども、本日の会議録の署名委員ということで、田村委員と加賀谷委員にお願い致します。議案第9号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の制定について」、事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第9号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の制定について」。三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程について別紙のとおり制定する。

制定理由、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第12条の規定に基づき、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関し必要な事項を定める必要があるため。

制定内容、選挙運動用自動車の使用の公営に係ることについて、選挙運動用ビラの作成の公営に係ることについて、選挙運動用ポスターの作成の公営に係ることについて。施行期日、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の施行日。

ご説明致します。前々回10月15日の第4回選挙管理委員会で協議案件としてご説明しましたが、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例が、三種町議会12月定例会で議決されたことから、その運用に関する規程について、選挙管理委員会で定める必要があることから、規程案をお諮りするものであります。

規程（案）の内容については、前々回の選管で説明し、ご承認いただいた内容と変わりありません。

以上で説明を終わります。

嶋田委員長

はい。何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

嶋田委員長

何かなければ、よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

そうすれば規程案について、原案のとおり承認とします。

続きまして議案第10号「三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部改正について」事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。議案第10号「三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部改正について」三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関する規程の一部を改正する。

改正理由、公職選挙法の一部改正を受け、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布の解禁による証紙の交付対象を拡大するため。

改正内容、三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関することを、三種町議会議員及び三種町長選挙における選挙運動用ビラの証紙に関することとする。

ご説明致します。公職選挙法の一部改正により、町村議会議員

嶋田委員長　はい。何かご意見、ご質問等ありませんか。
（「特にありません。」の声有り。）

嶋田委員長　何かなければ、よろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長　本日の議案審議は以上です。事務局から、春に予定されている知事選等、今後の日程について説明をお願いします。

嶋田委員長 はい。他に何かありますでしょうか。

午前 9 時 13 分閉会

委員長

署名委員

署名委員